

# 埼玉県開発登録簿閲覧規程

(昭和45年埼玉県告示第699号)

## (趣旨)

第1条 この規程は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条の規定に基づき、開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

## (閲覧所の設置)

第2条 開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を別表に定める場所に設置する。

## (閲覧時間)

第3条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後4時までとする。

## (休日)

第4条 閲覧所の休日は、埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項に規定する休日とする。

## (閲覧時間の変更及び臨時休日)

第5条 知事は、登録簿の整理その他必要がある場合は、閲覧時間を変更し、又は臨時に休日を設けるものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

## (閲覧手続)

第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けられた閲覧簿に所定の事項を記入し、当該職員の指示に従って閲覧しなければならない。

## (登録簿の持出禁止)

第7条 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧所の外に持ち出してはならない。

## (閲覧の禁止等)

第8条 当該職員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、閲覧を禁止し、又は停止することができる。

- 1 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- 2 前二条の規定に違反した者
- 3 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそれらのおそれがあると認められる者

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日告示第522号）

この告示は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月25日告示第720号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年1月20日告示第101号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年7月29日告示第1098号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月30日告示第532号）

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年10月2日告示第1343号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年12月25日告示第1818号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年6月23日告示第887号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日告示第495号）

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日告示第521号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月1日告示第747号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月24日告示第1108号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月9日告示第394号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第502号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日告示第423号）

この告示は、平成22年3月23日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月15日告示第282号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日告示第1320号）

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月11日告示第314号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日告示第324号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日告示第262号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第326号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日告示第1458号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

閲覧所	所在地	閲覧に供する開発登録簿
埼玉県川越建築安全センター （東松山駐在）内	東松山市六軒町5番地1	入間郡越生町、比企郡鳩山町及びときがわ町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び東秩父村、児玉郡美里町、神川町及び上里町並びに大里郡寄居町の区域の開発行為に係るもの